主 文

原判決を取り消す。

控訴人が原審に提起した訴および当審において追加した訴を全部却下する。 訴訟費用は第一、二審とも控訴人の負担とする。

事 実

控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人が昭和四三年四月一日附でした稲沢市庁舎建設用地収得に関する専決処分を取り消す。被控訴人が昭和四三年五月一一日稲沢市く以下略>、〇〇〇平方米の土地を稲沢市庁舎建設用地として買収するため土地売買契約を締結し手付金として金二千万円を支出した措置を取り消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決並びに新たに請求を追加して「被控訴人が昭和四四年二月七日附でした昭和四四年稲沢市条例第一号稲沢市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の公布処分を取り消す。」との判決を求め、被控訴代理人は、「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする」との判決を求め、控訴人の新たに追加した請求を棄却するとの判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述、書証の提出およびその認否は次に附加するほか原判 決事実摘示(但し原判決二枚目表二行目から三行目にかけて「稲沢市〈以下略〉」 とあるを「稲沢市〈以下略〉」と訂正する)のとおりであるから、ここにこれを引 用する。

(控訴人の陳述)

地方自治法第四条第二項には、地方公共団体が「その事務所の位置を定めこれを変更するに当つては住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官会をとめて適当な考慮を払わなければならない」旨規定されてより稲との被控訴人がこの点につき専門家に検討を求めた結果、乙第一号証により稲めてより稲とする地区内により稲がならない旨の答申がなされたのである。しかるに被控訴人はこれを無視し、公地区から遠く西方に偏した本件土地につき、市庁舎建設用地売買契約を締結し、公地区から遠く西方に偏した本件土地につき、市庁舎建設用地売買契約を締結し、公り消されるべきであるが、右措置は右地方自治法第四条第二項に違反年稲沢・取り消されるべきであるから、被控訴人が昭和四四年二月七日右条例を公布した処分の取消を追加る。そこで控訴人は、当審において被控訴人が右条例を公布した処分の取消を追加る。そこで控訴人は、当審において被控訴人が右条例を公布した処分の取消を追加請求する。

(証拠関係省略)

理 由

よつて控訴人の本訴取消請求について案ずるに、

(一) 被控訴人が昭和四三年四月一日地方自治法第一七九条第一項に基づいてな した専決処分は、被控訴人が稲沢市議会に代つてなした意思決定であつて、前記住 民訴訟の対象となる行為のいずれにも該当しないことが明らかである。よつて右専 決処分の取消を求める控訴人の本訴は不適法である。

(二) 次に控訴人は、被控訴人が昭和四三年五月一一日前記土地を稲沢市庁舎建設用地として買収するため、土地売買契約を締結し、手付金として金二千万円を支

出した措置の取消を求めているが、地方公共団体の長がその庁舎建設用地に充てる目的で土地所有者との間に売買契約を締結し、手付金を支出するがごとき行為は、全く相手方と対等の立場で締結する私法上の売買契約およびその履行にほかならず、行政庁の公権力の行使としてなされた行政処分とはいえないから、稲沢市長である被控訴人がなした右売買契約の締結および手付金の支出を行政処分として取消を求める本件訴は不適法である。

(三) さらに控訴人は、当審において被控訴人が昭和四四年二月七日附でした昭和四四年稲沢市条例第一号稲沢市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の公布処分の取消を追加請求しているが、控訴人がこの点につき住民訴訟提起の前提要件である監査委員の監査請求を経由したことについては何らの主張立証がない。よって右追加的訴はすでにこの点において不適法であるから却下を免れない。三、以上の次第であるから、控訴人の本訴は全部不適法として却下すべきであるに、原判決は控訴人の請求を棄却したから、原判決を取り消して、控訴人が原審に、原判決は控訴人の請求を棄却したから、原判決を取り消して、控訴人が原審に提起した訴および当審における追加的訴を全部不適法として却下することとし、民事訴訟法第三八六条、第九六条、第八九条に従い、主文のとおり判決する。(裁判官 松本重美 井口源一郎 土田勇)